

令和8年第1回

## 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和8年2月13日 開会

令和8年2月13日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和8年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

---

2月13日（金曜日） 第1号

---

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 議事日程                       | 1  |
| 本日の会議に付した事件                | 1  |
| 出席議員                       | 2  |
| 欠席議員                       | 2  |
| 説明のため出席した者                 | 3  |
| 職務のため出席した事務局職員             | 3  |
| 開会                         | 4  |
| 議席の指定                      | 4  |
| 会議録署名議員の指名                 | 4  |
| 会期の決定                      | 5  |
| 議長の選挙                      | 5  |
| 副議長の選挙                     | 6  |
| 議案第1号から議案第10号まで10件上程、説明、採決 | 6  |
| 閉会                         | 12 |

## 議 事 日 程

令和8年2月13日（金曜日） 午後1時30分開議

- |     |            |  |
|-----|------------|--|
| 第1  | 議席の指定      |  |
| 第2  | 会議録署名議員の指名 |  |
| 第3  | 会期の決定      |  |
| 第4  | 議長の選挙      |  |
| 第5  | 副議長の選挙     |  |
| 第6  | 議案第1号      | 令和8年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                                    |
| 第7  | 議案第2号      | 令和8年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算                             |
| 第8  | 議案第3号      | 令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                      |
| 第9  | 議案第4号      | 岐阜県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について                     |
| 第10 | 議案第5号      | 岐阜県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について                                  |
| 第11 | 議案第6号      | 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員等旅費条例の制定について                                 |
| 第12 | 議案第7号      | 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第13 | 議案第8号      | 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第14 | 議案第9号      | 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 第15 | 議案第10号     | 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について                                 |

---

### ◎本日の会議に付した事件

- |       |            |  |
|-------|------------|--|
| 日程第1  | 議席の指定      |  |
| 日程第2  | 会議録署名議員の指名 |  |
| 日程第3  | 会期の決定      |  |
| 日程第4  | 議長の選挙      |  |
| 日程第5  | 副議長の選挙     |  |
| 日程第6  | 議案第1号      | 令和8年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                |
| 日程第7  | 議案第2号      | 令和8年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第8  | 議案第3号      | 令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  |
| 日程第9  | 議案第4号      | 岐阜県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第5号      | 岐阜県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について              |

|       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第11 | 議案第6号  | 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員等旅費条例の制定について                                 |
| 日程第12 | 議案第7号  | 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第8号  | 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第9号  | 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第15 | 議案第10号 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について                                 |

---

出席議員 (36人)

|     |        |    |     |    |     |    |
|-----|--------|----|-----|----|-----|----|
| 1番  | 後藤一郎   | 議員 | 27番 | 後藤 | 藤友紀 | 議員 |
| 2番  | 竹市勲    | 議員 | 29番 | 川地 | 憲元  | 議員 |
| 3番  | 浅野雅樹   | 議員 | 30番 | 藤塚 | 康孝  | 議員 |
| 4番  | 豊田富士人  | 議員 | 31番 | 広瀬 | 隆博  | 議員 |
| 5番  | 長谷川つよし | 議員 | 32番 | 西脇 | 康世  | 議員 |
| 6番  | 上田和史   | 議員 | 33番 | 藤井 | 弘之  | 議員 |
| 7番  | 伊東寿充   | 議員 | 34番 | 朝倉 | 和仁  | 議員 |
| 8番  | 高木貴行   | 議員 | 35番 | 岡田 | 一立  | 議員 |
| 9番  | 山下清司   | 議員 | 36番 | 岡部 | 栄一  | 議員 |
| 13番 | 松井聡人   | 議員 | 38番 | 竹中 | 誉孝  | 議員 |
| 15番 | 藤井浩淳   | 議員 | 39番 | 安藤 | 浩美  | 議員 |
| 16番 | 加藤司輝   | 議員 | 40番 | 杉本 | 真由宏 | 議員 |
| 18番 | 富田成和   | 議員 | 41番 | 伊藤 | 敬太  | 議員 |
| 20番 | 森原勉之   | 議員 | 42番 | 渡邊 | 圭宏  | 議員 |
| 22番 | 藤原勉    | 議員 | 45番 | 金子 | 政太  | 議員 |
| 23番 | 乾松幸    | 議員 | 46番 | 佐伯 | 正貴  | 議員 |
| 24番 | 森藤文男   | 議員 | 47番 | 今井 | 俊郎  | 議員 |
| 26番 | 横川真澄   | 議員 | 48番 | 渡辺 | 幸伸  | 議員 |

---

欠席議員 (13人)

|     |      |    |     |     |    |    |
|-----|------|----|-----|-----|----|----|
| 10番 | 小栗仁志 | 議員 | 25番 | 山内  | 登人 | 議員 |
| 11番 | 篠田啓介 | 議員 | 28番 | 古田  | 聖三 | 議員 |
| 12番 | 水野光二 | 議員 | 37番 | 宇佐美 | 晃宙 | 議員 |
| 14番 | 小坂喬峰 | 議員 | 43番 | 木下  | 勝三 | 議員 |
| 17番 | 浅野健司 | 議員 | 44番 | 堀部  | 勝広 | 議員 |
| 19番 | 林宏優  | 議員 | 49番 | 成原  | 茂茂 | 議員 |
| 21番 | 都竹淳也 | 議員 |     |     |    |    |

---

説明のため出席した者

|         |             |           |                     |
|---------|-------------|-----------|---------------------|
| 柴 橋 正 直 | 広 域 連 合 長   | 林 照 男     | 事 務 局 長             |
| 石 田 仁   | 副 広 域 連 合 長 | 淺 井 千 都 代 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 |
| 山 川 弘 保 | 副 広 域 連 合 長 | 奥 田 卓 巳   | 総 務 課 長             |
| 早 野 博 文 | 副 広 域 連 合 長 | 多 和 田 真 也 | 資 格 電 算 課 長         |
| 戸 部 哲 哉 | 副 広 域 連 合 長 | 山 田 芳 子   | 給 付 課 長             |

---

職務のため出席した事務局職員

|         |       |         |     |
|---------|-------|---------|-----|
| 加 藤 直 美 | 書 記 長 | 大 橋 厚 志 | 書 記 |
|---------|-------|---------|-----|

---

○書記長 定刻となりましたので、ただいまから令和8年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるわけでありますが、現在議長及び副議長が欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

ただいま御出席議員の中では、藤原勉議員が最年長でございますので、御紹介申し上げます。議長席へお着きいただきますよう、よろしく願いいたします。

(拍手)〔藤原議員 議長席 着席〕

---

## 開 会

### 午後1時30分 開 会

○臨時議長（藤原勉） みなさんこんにちは。ただいま御紹介を受けました本巢市、藤原でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、これより臨時に議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

#### － 諸般の報告 －

○臨時議長（藤原勉） 日程に入るに先立って諸般の報告を行います。

まず、去る8月28日付で、岐阜市選出の和田直也議員から、9月12日付で、北方町選出の石井伸弘議員から、北方町選出の井野勝巳議員から、10月31日付で、美濃市選出の武藤鉄弘議員から、議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第83条第2項の規定により、御報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 開 議

○臨時議長（藤原勉） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

---

### 第1 議席の指定

○臨時議長（藤原勉） 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則 第4条第2項の規定により、私において、2番 竹市勲議員、11番 篠田啓介議員、15番 藤井浩人議員、39番 安藤浩孝議員、40番 杉本真由美議員、以上のとおり指定します。

---

### 第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（藤原勉） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、私において、

26番 横川真澄議員、47番 今井俊郎議員の両議員を指名します。

---

### 第3 会期の決定

○臨時議長（藤原勉） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤原勉） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

### 第4 議長の選挙

○臨時議長（藤原勉） 日程第4、議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、私において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤原勉） 御異議なしと認めます。よって、私より指名します。議長には竹市勲議員を指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤原勉） 御異議なしと認めます。よって、竹市勲議員が議長に当選されました。ただいま当選されました竹市勲議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

議長から御挨拶があります。2番 竹市勲議員。

〔竹市勲議員登壇〕

○2番（竹市勲） ただいま広域連合議会議長にご推挙たまわりました岐阜市議会議長の竹市勲でございます。岐阜県内42市町村で構成される広域連合議会の議長という大役を仰せ付かりましたことは誠に光栄であります。議員の皆様のご協力を賜りながら公正かつ円滑な議会運営に努め広域連合議会の使命を果たせるよう議長の職務にあたってまいります。どうか皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○臨時議長（藤原勉） 議長が選出されましたので、臨時議長を終わらせていただきます。それでは竹市議長、議長席にお着きください。

〔臨時議長退席、議長着席〕

---

## 第5 副議長の選挙

○議長（竹市勲） それでは日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、議長より指名します。副議長には杉本真由美議員を指名します。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、杉本真由美議員が副議長に当選されました。ただいま当選されました杉本真由美議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

副議長から御挨拶があります。40番 杉本真由美議員。

〔杉本真由美議員登壇〕

○40番（杉本真由美議員） ただいま岐阜県 後期高齢者医療広域連合議会 副議長にご推挙いただきました北方町議会議員杉本真由美でございます。円滑な議会運営のため、議長の補佐役として、誠実に任務にあたらせていただきたいと思います。皆様のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（拍手）

---

## 第6 議案第1号から第15 議案第10号まで

○議長（竹市勲） 日程第6、議案第1号から日程第15、議案第10号まで、以上10件を一括して議題とします。

これら10件に対する提出者の説明を求めます。柴橋正直広域連合長。

〔柴橋正直広域連合長登壇〕

○広域連合長（柴橋正直） 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。日頃は、議員の皆様並びに各市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

提案説明に先立ち、諸般の事項について申し上げます。

最初に、岐阜県の人口動向についてであります。国立社会保障・人口問題研究所が公表した地域別将来推計人口統計によりますと岐阜県の総人口は、2050年までに147万人となり、2025年9月現在の189.8万人から、およそ43万人減少する見通しです。また、少子高齢化は一段と進み、75歳以上の総人口に占める割合は、2025年の19.0%から25.9%まで上昇し、県民の4人に1人が後期高齢者となると推計されております。

次に、本広域連合の運営状況についてであります。本年1月末現在、被保険者数は35万6,605人となり、前年同時期に比べて7,711人増加しております。被保険者数の急激な増加は、令和4年から、団塊の世代が75歳になり始めたことにより続きましたが、昨年までに団塊の世代の全員が75歳以上となったため、今後の増加率は、落ち着いてくると思われまます。

医療給付費につきましては、令和6年度は2,826億円となり、前年度に比べ96億円増加しております。これは、被保険者数の増加が主な要因であり、医療の高度化と相まって、今後も増加が見込まれます。

このような中、国においては、全世代型の社会保障制度の構築を目指して、様々な制度改正が進められております。後期高齢者医療制度を支える現役世代の負担が大きな課題となっていることから、令和6年度保険料から、出産育児一時金の費用の一部を負担するとともに、高齢者負担率の見直しや、賦課限度額の引き上げが行われており、令和8年度においても、負担率や限度額は引き上げられる予定となっております。

また、令和6年6月に、少子化対策関連法が成立し、こども未来戦略を実行するための財源として、令和8年度から、後期高齢者の方からも、保険料に上乘せする形で、子ども・子育て支援金を徴収いたします。被保険者の平均負担月額、一人当たり200円程度となる見込みです。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間として、保険料率を2年ごとに見直すこととなっているため、今期定例会には、令和8年度及び令和9年度の保険料率に係る議案を提出しております。保険料率の算定に当たっては、今後2年間の被保険者数や医療給付費等を推計し、今般の医療保険制度改革を反映させる一方で、令和7年度末に生じると見込まれる剰余金を活用して、急激な上昇の抑制を図っております。

続いて、今後の医療保険制度についてであります。昨年11月21日に閣議決定された「強い経済を実現する総合経済対策」において、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的に、OTC類似薬の処方に係る追加の自己負担の導入や、高齢者の窓口負担割合への金融所得の反映が検討されるなど医療保険制度改革が加速化しております。

また、国が昨年3月、制度設計を再検討する方針を示した高額療養費制度の見直しにつきましては、患者団体の方も参画した専門委員会による検討が続けられ、国は、昨年末、見直しに係る具体的な金額等を公表いたしました。多数回該当の現行水準の維持や、年間上限額の新設など、長期療養が必要な方への配慮が示された一方で、月ごとの自己負担上限額は、段階的に引き上げられ、現役世代の年収区分では、最大38%の増額となる見通しです。また医療保険制度の改正案により、自己負担上限額を2年毎に定期検証する規定が創設されるとの報道がなされ、定期的に患者の負担が引上げられる可能性があります。高額療養費制度は、大きなリスクに備える社会保険のセーフティネットとして、なくてはならない制度であり、将来にわたって堅持する必要があると考えております。医療保険制度改革全体の中で、他の改革項目も含めて議論していくことが重要と考えており、引き続き、国の動向を注視しつつ、適切な制度設計を求めてまいります。

次に、マイナ保険証についてであります。令和6年12月から、被保険者証の発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。直近の昨年9月時点で、本広域連合のマイナ保険証登録率は、77.27%で、全国第4位であり、マイナ保険証利用率は43.39%で、全国第9位となっております。

昨年8月の年次更新では、全ての被保険者のうち、マイナ保険証を保有している方には、資格情報のお知らせを、マイナ保険証を保有していない方には、資格確認書を交付する予定でしたが、国の方針により、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員に、令和8年7月末まで資格確認書を交付する措置を実施いたしました。

本年8月以降につきましては、国は、マイナ保険証の利用実績が低い84歳以下の被保険者と、85歳以上の被保険者全員に資格確認書を交付する措置を、令和9年7月

末まで継続するとしておりますが、本広域連合では、マイナ保険証の利用率が向上していることから、84歳以下の被保険者には、74歳以下と同様に、マイナ保険証を持たない方のみ資格確認証を交付する一方で、認知症の進行など状態像が変わりやすい85歳以上の被保険者には、全員に資格確認書を交付する予定としております。

また、これら暫定措置により、被保険者の方々に混乱が生じないように、専用のコールセンターの開設を拡充し、被保険者に対し、きめ細かい情報提供と丁寧な制度説明に努めるとともに、県内市町村と連携して、マイナ保険証の利用に関する周知・広報に取り組んでまいります。

最後に、高齢者の保健事業についてであります。広域連合では、高齢者の健康保持と、生活の質の向上を図るため、令和6年度から第3期データヘルス計画に基づき、保健事業を実施しております。とりわけ、その中心的役割を担っている高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、県内42市町村の全てが取り組んでおり、国保データベースシステムを活用して、地域の健康課題を把握し、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等を効率的かつ効果的に実施していただいております。令和8年度は、データヘルス計画の中間評価を実施し、目標の達成状況に対する考察に加え、好事例を展開するなど、エビデンスに基づいた保健事業の充実に取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、高齢者の方々が安心して医療を受けられ、いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるよう、県内市町村や関係機関等と緊密な連携を図りながら、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に万全を期してまいりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

はじめに、議案第1号は、「令和8年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」であります。一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、3億7,780万2千円とするものであります。前年度と比べ、2,705万2千円、率にして、7.71%の増であります。

まず、歳入の主なものを申し上げます。分担金及び負担金といたしまして、市町村からの負担金3億5,217万5千円を計上いたしました。また、財産収入といたしまして、財政調整基金の利子1,750万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。総務費といたしまして、職員の人件費や各種委員会の経費など、広域連合の運営にかかる費用として、3億7,507万2千円を計上いたしました。前年度と比べ、2,703万8千円の増となっております。主な要因といたしましては、職員人件費負担金が、人事院勧告による給与等の引上げに伴い、増加していることによるものであります。

次に、議案第2号は、「令和8年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」であります。特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,194億7,200万円とするものであります。これは、前年度と比べ、151億2,680万3千円、率にして4.97%の増であります。

初めに、歳入の主なものを申し上げます。

市町村支出金といたしまして、保険料負担金や保険基盤安定負担金、子ども・子育て支援納付金並びに、療養給付費の定率負担金や保健事業の負担金などとして、663億3,580万4千円を計上いたしました。

国庫支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金並びに、調整交付金などとして、1,018億9,463万1千円を計上いたしました。

県支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金として、265億2,069万5千円を計上いたしました。

支払基金交付金といたしまして、現役世代からの支援金として、1,217億2,374万3千円を計上いたしました。

最後に、繰入金といたしまして、財政調整基金からの繰入金として、15億円を計上

いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、共同電算処理業務やレセプト管理・点検業務、並びに、電算処理システム運用支援・改修業務等の委託料などとして、10億9,565万9千円を計上いたしました。これは、前年度と比べ、1億1,073万5千円の減となっております。主な要因といたしましては、電算処理システムのクラウド化関連業務が令和7年度に完了したことによるものであります。

次に、保険給付費といたしまして、令和7年度予算と比較して、被保険者数の伸び率を1.16%の増、一人当たり保険給付費の伸び率を3.32%の増で見込み3,138億2,269万4千円を計上いたしました。これは前年度と比べ、134億7,870万5千円、率にして4.49%の増であります。

次に、支払基金拠出金といたしまして、出産育児支援金及び子ども・子育て支援納付金として、14億1,400万円を計上いたしました。

最後に、保健事業費といたしまして、ぎふ・すこやか健診及びぎふ・さわやか口腔健診を全市町村に委託するため、健康保持増進事業費として、13億7,539万5千円を計上いたしました。

加えて、医療費の適正化を図るため、医療費通知及び後発医薬品利用差額通知を送付するとともに、健康寿命の延伸を目指して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を全市町村に委託するほか、ぎふ・さわやか口腔健診結果のデジタル化及びデータ分析等を実施するため、その他保健事業費として、5億9,347万円を計上いたしました。

次に、議案第3号は、「令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」であります。

今回の特別会計補正予算につきましては、資格確認書の暫定運用の延長にかかる補助対象事業費が確定したため追加交付を受けるものと、財政調整基金への積み立てを行うもので、歳入歳出それぞれ35億2,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,117億3,708万8千円とするものであります。

それでは、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金につきましては、資格確認書の暫定運用の延長にかかる実績経費について特別調整交付金として2,140万円を補正し、繰越金につきましては、財政調整基金への積立金の財源として、令和6年度の決算剰余金35億円を補正するものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

総務費につきましては、資格確認書の暫定運用の延長に伴う郵送料の追加分について市町村に対する円滑運営補助金として、2,140万円を補正し、基金積立金につきましては、財政調整基金への積立金として、35億円を補正するものであります。

次に、議案第4号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」であります。

本広域連合の職員は、2年の期限により県内市町村の職員が派遣されております。今後の業務の能率的運営を確保するため、市町村職員に替えて岐阜県国民健康保険団体連合会から専門的な知識、経験を有する者を一般職の任期付き職員として任用することに伴い、必要な規定を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第5号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」であります。

不正・不当利得返還金等の債権管理の一層の適正化を図り、健全な行財政運営に資するため、債権回収の手続き、訴訟等による法的手段の履行請求、一定の条件を満たす債権放棄などに関する必要な規定を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第6号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員等旅費条例の制定について」であります。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、従前の職員の旅費制度を改めるため制定し、本条例の制定に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

次に、議案第7号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正並びに令和8年度の岐阜県最低賃金の改定を見込み、パートタイム会計年度任用職員の報酬額並びに期末・勤勉手当の支給率の上限及び通勤費用の月額上限を改正するものであります。

次に、議案第8号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

人事院規則の改正に伴い、6か月以上の任期を定めて採用されたパートタイム会計年度任用職員に対し、採用日から年次休暇を付与するように改め、介護に関する休暇について、規則で定める期間に限り有給とするものであります。

次に、議案第9号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

令和8年度及び令和9年度の被保険者の方々に納付していただく保険料の算定基準について、従来の医療分の均等割額を5万5,385円に、所得割率を9.71%に改めるほか、新たに子ども・子育て支援納付金に要する費用として、別途均等割額を1,374円、所得割率を0.25%として設けるものでございます。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正等に伴い、保険料の賦課限度額の引き上げや、均等割額の軽減判定基準の見直しなどのため、所要の条例改正を行うものであります。

最後に、議案第10号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について」であります。

現在、その任に御尽力いただいております田中健児さんの任期が、3月27日に満了し、今期をもって退任されますので、その後任として、池田法彦さんを公平委員会委員として選任いたしたいと存じます。よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたしました諸議案について御説明いたしました。よろしく御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹市勲） これら10件に対する質疑及び討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、議案第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、議案第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、議案第4号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、議案第5号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、議案第6号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、議案第7号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、議案第8号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、議案第9号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、本件については、承認することに決しました。

次に、議案第10号を採決します。

お諮りします。池田法彦さんを、公平委員会委員に選任するについては、これに同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹市勲） 御異議なしと認めます。よって、池田法彦さんを、公平委員会委員に選任するについては、同意と決しました。

---

閉 議 閉 会

○議長（竹市勲） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。  
よって、本日の会議はこれで閉じ、令和8年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後2時 2分 閉 会

---

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

藤原 勉

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

竹市 勲

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

横川 真澄

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

今井 俊郎